

令和6年3月19日（火曜日）

議事日程第5号

令和6年3月19日（火曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第77号及び議案第78号 2件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 議案第7号 由利本荘市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第5. 議案第8号 由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第6. 議案第9号 由利本荘市公告式条例の一部を改正する条例案

第7. 議案第10号 由利本荘市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第11号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第12号 由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第13号 由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第15号 由利本荘市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第16号 由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第17号 由利本荘市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第18号 由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第19号 由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第20号 由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第21号 由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案

第18. 議案第22号 由利本荘市堆肥センター条例の一部を改正する条例案

第19. 議案第23号 由利本荘市漁港管理条例の一部を改正する条例案

第20. 議案第24号 由利本荘市青少年交流施設条例の一部を改正する条例案

第21. 議案第25号 由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例案

第22. 議案第26号 由利本荘市野球場条例及び由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案

第23. 議案第27号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

第24. 議案第28号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案

第25. 議案第29号 由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案

第26. 議案第30号 由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

- 第27. 議案第31号 由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第32号 由利本荘市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第29. 議案第33号 由利本荘市監査委員条例の一部を改正する条例案
- 第30. 議案第34号 由利本荘市学習センター条例の一部を改正する条例案
- 第31. 議案第35号 由利本荘市の設置に伴い失効することとなる本荘市名誉市民条例、岩城町顕彰条例及び由利町功労者に関する条例の経過措置を定める条例を廃止する条例案
- 第32. 議案第36号 由利本荘市スターハウス条例を廃止する条例案
- 第33. 議案第37号 由利本荘市立志館条例を廃止する条例案
- 第34. 議案第38号 土地（鳥海地域普通財産）の処分について
- 第35. 議案第39号 財産の無償譲渡について
- 第36. 議案第40号 財産の無償譲渡について
- 第37. 議案第41号 財産の無償譲渡について
- 第38. 議案第42号 由利本荘市総合計画新創造ビジョン基本構想及び後期基本計画の変更について
- 第39. 議案第43号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第40. 議案第44号 由利本荘市道路線の認定について
- 第41. 議案第45号 令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第42. 議案第46号 令和6年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第43. 議案第48号 令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第19号）
- 第44. 議案第49号 令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第45. 議案第50号 令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第46. 議案第51号 令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第4号）
- 第47. 議案第52号 令和5年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）
- 第48. 議案第53号 令和5年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 第49. 議案第54号 令和5年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第50. 議案第55号 令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第2号）
- 第51. 議案第56号 令和5年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第52. 議案第57号 令和5年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第53. 議案第58号 令和5年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第4号）
- 第54. 議案第59号 令和5年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 第55. 議案第60号 令和5年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第3号）
- 第56. 議案第61号 令和6年度由利本荘市一般会計予算
- 第57. 議案第62号 令和6年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第58. 議案第63号 令和6年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第59. 議案第64号 令和6年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第60. 議案第65号 令和6年度由利本荘市情報センター特別会計予算

- 第61. 議案第66号 令和6年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
 第62. 議案第67号 令和6年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
 第63. 議案第68号 令和6年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
 第64. 議案第69号 令和6年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
 第65. 議案第70号 令和6年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
 第66. 議案第71号 令和6年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
 第67. 議案第72号 令和6年度由利本荘市水道事業会計予算
 第68. 議案第73号 令和6年度由利本荘市下水道事業会計予算
 第69. 議案第74号 令和6年度由利本荘市ガス事業会計予算
 第70. 議案第75号 由利本荘市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
 第71. 議案第76号 令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第20号）
 第72. 議案第77号 令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第21号）
 第73. 議案第78号 令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（第1号）
 第74. 陳情第1号 あきたこまちRの採用を延期することを秋田県に求める意見書提出についての陳情
 第75. 陳情第3号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情
 第76. 陳情第4号 公契約基本条例に労働報酬下限額を定めるなど充実発展を由利本荘市に求める陳情
 第77. 陳情第5号 あきたこまちRへの全面切替え計画を見直すことを秋田県に求める意見書提出についての陳情
 第78. 継続審査について
 陳情第2号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情
 第79. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
 議員発案第1号 1件
 第80. 議員発案第1号 由利本荘市議会議員の請負等の状況の公表に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件
 議事日程第5号のとおり

出席議員（21人）

1番 阿部十全	2番 小川幾代	3番 佐藤正人
4番 佐々木隆一	5番 大友孝徳	6番 松本学
7番 佐藤義之	8番 佐藤健司	9番 小松浩一
10番 泉谷赳馬	11番 甫仮貴子	12番 堀井新太郎
14番 三浦晃	15番 正木修一	16番 吉田朋子
17番 高橋信雄	18番 伊藤順男	19番 高橋和子

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊 貴 信	副市長	佐々木 司
副市長	三 森 隆	教育長	秋 山 正 毅
企業管理者	三 浦 守	総務部長	小 川 裕 之
企画振興部長	阿 部 徹	市民生活部長	熊 谷 信 幸
健康福祉部長	小 松 等	産業振興部長	齋 藤 喜 紀
観光文化スポーツ部長	高 橋 重 保	建設部長	五十嵐 保
農業委員会事務局長	佐 藤 英 樹	企業局長	小 番 竜 太郎
消防長	佐 藤 英 樹		

議会事務局職員出席者

局長	鎌 田 直 人	次 長	齋 藤 剛
書記	村 上 大 輔	書 記	松 山 直 也
書 記	高 野 周 平		

午前 10時00分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

17番高橋信雄さんより、遅刻の届出があります。

出席議員は20名であります。出席議員は、定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

○議長（長沼久利） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第77号及び議案第78号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、矢島小学校の新校舎についてであります。

令和4年6月より、矢島中高との一体型校舎として建設を進めてまいりました矢島小学校であります。本日、完成の運びとなりました。今週末より保護者の皆様からの御

協力を得ながら引っ越し作業を行う予定となっており、いよいよ4月からは、新校舎での学びがスタートを迎えることとなります。また、来月23日には竣工式、27日には一般向けの見学会をそれぞれ予定しているところであり、地域の皆様にも新たな学び舎を、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

この小・中・高一体型校舎のメリットを最大限に生かしながら、地域とも連携した矢島地域ならではの特色ある学校づくりに努めてまいります。

次に、矢島浄水場についてであります。

矢島地域の花立地区において、令和3年度から建設を進めておりました矢島浄水場が去る15日に完成し、来月17日に竣工式を予定しております。この新たな浄水場は、これまでの3つの浄水場を集約したものであり、1日当たりの浄水能力が3,080立方メートルの高度浄水施設を備えております。

今後とも、市民の皆様の日々の生活に欠かせない安全・安心な水道水を安定的に供給してまいります。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、追加提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算2件であります。

初めに、議案第77号令和5年度一般会計補正予算（第21号）につきましては、商工費において、第三セクター運営費補助金を追加いたします。財源といたしましては、地方消費税交付金で対応し、補正額として1,500万円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は531億711万7,000円となります。

次に、議案第78号令和6年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、民生費において、子育て応援券事業費を追加いたします。財源といたしましては、国庫支出金で対応し、補正額として1億400万円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は487億1,000万円となります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいようお願いいたします。

以上が、本日、追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第77号及び議案第78号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局に提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

.....
午前10時05分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第77号及び議案第78号の2件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

-
- 議長（長沼久利） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

議案委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託します。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

- 議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-
- 議長（長沼久利） 日程第3、これより議案第7号から議案第13号まで、議案第15号から議案第46号まで、及び、議案第48号から議案第78号までの計70件並びに陳情第1号から陳情第5号までの5件の計75件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。15番正木修一さん。

【正木修一総務常任委員長 登壇】

- 総務常任委員長（正木修一） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果を御報告申し上げます。

報告します案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日追加された案件を加えて、条例関係9件、その他1件、予算関係12件及び陳情1件の計23件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第7号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、議案第8号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、掲示場を現行の22か所から8か所に集約する議案第9号公告式条例の一部を改正する条例案、督促手数料を廃止とする議案第10号諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案、議案第11号税条例の一部を改正する条例案、議案第12号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、議案第33号監査委員条例の一部を改正する条例案、議案第35号由利本荘市の設置に伴い失効することとなる本荘市名誉市民条例、岩城町顕彰条例及び由利町功労者に関する条例の経過措置を定める条例を廃止する条例案、議案第75号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとなりました。

次に、その他の案件について御報告申し上げます。

議案第42号総合計画新創造ビジョン基本構想及び後期基本計画の変更についてであります。主な変更内容は、基本構想及び後期基本計画の計画期間を1年延長し、令和7年度までに変更するとともに、基本構想においては、将来人口目標を令和7年、7万人

以上に変更しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとなりました。

次に、令和5年度補正予算について御報告申し上げます。

議案第48号一般会計補正予算（第19号）であります。審査付託になったのは、歳入では、1款、10款、12款から18款、20款、21款、歳出では1款、2款、5款、9款、12款、繰越明許費2款、9款及び地方債であります。

歳入は、年度末の収入見込みの精査、国・県による交付決定、または事業への充当額の確定見込みなどに伴うもので、歳出についても、年度末までの事業費の精査などによる補正であります。

繰越明許費2款総務費では、地域情報化推進事業と地籍調査事業を設定、9款消防費では、非常備消防機械器具等整備事業と消防水利整備事業を設定するものであります。

地方債では、公共施設等総合管理事業を新たに追加、既存の11事業は、事業費確定見込み等により起債限度額を変更するものであります。

議案第52号情報センター特別会計補正予算（第3号）、議案第56号小友財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第57号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）については、全般にわたり年度末までの事業費の精査による補正であります。

議案第76号一般会計補正予算（第20号）であります。審査付託になったのは、歳入7款、歳出2款、9款、繰越明許費9款及び地方債であります。

歳入7款地方消費税交付金は、歳出2款、9款の一般財源対応分として増額するものであります。

歳出2款総務費は、能登半島地震に係る職員派遣に伴う旅費等の増額、9款消防費は、エアコン室外機修繕に係る消防庁舎等維持管理費の増額で、年度内の完成が見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。

地方債では、県営農地防災負担金事業など、2事業の起債限度額を変更するものであります。

本日追加提出されました議案第77号一般会計補正予算（第21号）であります。審査付託になった歳入7款地方消費税交付金は、歳出7款に係る一般財源対応分として増額するものであります。

以上、6件の令和5年度補正予算については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとなりました。

続いて、令和6年度予算について御報告申し上げます。

議案第61号一般会計予算であります。審査付託になったのは、歳入では、1款から10款、13款から21款、歳出では、1款、2款、4款、9款、12款、13款、債務負担行為及び地方債であります。

歳入の主なもので自主財源の根幹をなす1款市税は、前年度に比較して1.9%減の79億9,770万円で、一般会計の歳入に占める割合は16.5%であります。

また、依存財源の大部分を占める10款地方交付税は、前年度に比較して0.5%減の174億1,000万円で、一般会計の歳入に占める割合は35.8%であります。

歳出の主なもので、令和6年度からの新しい取組としては、2款総務費では、総合計画策定事業の経費や西目地域の車両を更新するコミュニティバス運行事業の経費、9款

消防費では、火山噴火を想定したハザードマップ作成事業の経費が計上されております。

債務負担行為は、次期総合計画策定に係る調査委託費を設定するものであり、地方債は、由利高原鉄道運営支援事業など34事業及び臨時財政対策債が計上されております。

議案第65号情報センター特別会計予算では、令和6年度中の完了を予定している告知端末機撤去のための委託料や電源設備等更新のための工事請負費等であります。

議案第69号から議案第71号までは、小友・北内越・松ヶ崎の各財産区特別会計予算であります。

以上、5件の令和6年度予算は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとなりました。

続いて、令和6年度補正予算について御報告申し上げます。

本日追加提出されました議案第78号一般会計補正予算（第1号）であります。審査付託になった歳入14款国庫支出金は、子育て応援券事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとなりました。

最後に、陳情第4号公契約基本条例に労働報酬下限額を定めるなど充実発展を由利本荘市に求める陳情であります。審査に当たっては、当局からの現状説明や委員間討議を重ねて慎重に審査いたしました。

当局の説明では、労務単価は適正に設計されており、また、労働報酬に関する改善要望や問合せは受けていないことを確認いたしました。

また、まとめの際には、現在の公契約基本条例を遵守することで、労働環境の整備を求めた陳情内容への対応は可能として、全会一致で不採択と決定いたしました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 遅刻の届出がありました17番高橋信雄さんが出席しておりますので、ご報告いたします。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。16番吉田朋子さん。

【吉田朋子教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（吉田朋子） 教育民生常任委員会の審査の概要及び経過並びに結果について御報告いたします。

報告します案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日追加された案件を加え、条例関係9件、令和5年度補正予算7件、令和6年度当初予算6件、令和6年度補正予算1件及び陳情1件の計24件です。

初めに、条例関係です。

議案第13号後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案は督促手数料の廃止に伴い、議案第15号空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例案は法律の一部改正に伴い、議案第16号診療所設置条例の一部を改正する条例案は大琴診療所の用途廃止に伴い一部を改正しようとするものです。

続いて、議案第17号子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案、議案第18号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第19号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例案は、こども家庭庁設置法の施行等に伴い一部を改正しようとするものです。

続いて、議案第20号学童保育施設条例の一部を改正する条例案は亀田学童保育施設の用途廃止に伴い、議案第34号学習センター条例の一部を改正する条例案は笹子学習センターの用途廃止に伴い一部を改正しようとするものです。

続いて、議案第37号立志館条例を廃止する条例案は、立志館の用途廃止に伴い条例を廃止しようとするものです。

次に、令和5年度補正予算ですが、主なものについて御報告いたします。

議案第48号一般会計補正予算（第19号）について、審査付託になりましたのは、歳入12款から15款、18款、20款、21款、歳出2款から4款、10款及び繰越明許費2款から4款です。

歳出2款総務費では、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る住基・戸籍附票システム改修費の増額、その他、事業の確定及び精査により減額しようとするものです。

続いて、議案第49号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は交付額の決定により保険給付費等交付金の歳入を増額、議案第50号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は広域連合納付金を減額、議案第51号診療所運営特別会計補正予算（第4号）は鳥海診療所及び笹子診療所の運営費を精査により減額、議案第53号奨学資金特別会計補正予算（第1号）は見込みにより積立金を増額、議案第54号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は前年度繰越金の確定等により増額しようとするものです。

続いて、議案第76号一般会計補正予算（第20号）について、審査付託になりましたのは、繰越明許費3款民生費ですが、価格高騰緊急支援給付金事業の完了が令和6年度中になる見込みであることから、設定しようとするものです。

次に、令和6年度当初予算ですが、主なものについて御報告いたします。

議案第61号一般会計予算について、審査付託になりましたのは、歳入11款から18款、20款、21款、歳出2款から4款、7款、10款、継続費10款及び債務負担行為です。

歳出2款総務費では公用車で市民のもとへ出向き行政サービスを提供する移動市役所事業費、3款民生費では支給対象者に精神障害者手帳一級所持者、かつ自立支援医療支給認定者を追加する福祉医療費支給事業費、認知症患者や障害者など判断能力が不十分な方の権利擁護や、その家族等への相談・支援を一元的に行う中核機関を新たに設置する成年後見制度利用促進事業費、民間保育施設の改修費及び解体費用を補助する保育所等整備特別対策事業費、身体障害者手帳の対象とならない18歳以上の軽度・中度難聴者に対し、市独自に補聴器購入費の一部を助成する軽度・中度難聴者補聴器購入費助成事業費、敬老会欠席者に記念品を贈呈できるよう制度改正した敬老事業費、中央地域包括支援センター及び東部地域包括支援センターの業務を民間へ委託する事業費、4款衛生費では新ごみ処理施設整備事業費、満50歳以上の方へ带状疱疹ワクチン接種費用を助成する事業費を計上しようとするものです。

10款教育費では新山小学校改築事業費、令和8年開校予定の本荘東中学校区統合小学校建設事業費、中学校部活動の質的な向上と教員の働き方改革を実現するための部活動地域移行推進事業費、ICT教育を推進するゆりほんICT子供の学びアップデートプ

ラン事業費、地域で学校の内外を問わず子供たちを支える仕組みである学校・家庭・地域連携総合推進事業費を計上しようとするものです。

また、小中学校の維持補修経費及び備品購入費などを前年度より減額しようとするのですが、まとめの際、委員より、「減額されていることは十分理解するが、今後とも学校現場の状況に応じた対応を、ぜひ、していただきたい」との発言がありました。

続いて、議案第62号国民健康保険特別会計予算は療養給付費、議案第63号後期高齢者医療特別会計予算は広域連合納付金、議案第64号診療所運営特別会計予算は鳥海診療所及び笹子診療所の運営費、議案第66号奨学資金特別会計予算は貸付金、議案第67号介護サービス事業特別会計予算は東光苑及び鳥寿苑の一般管理費を計上しようとするものです。

次に、本日追加されました議案第78号令和6年度一般会計補正予算（第1号）について、審査付託になりましたのは、歳出3款民生費ですが、高校生年代までの方に対し、1人当たり1万円分の子育て応援券を配布する事業費を追加しようとするものです。

以上、御報告しました9件の条例案、7件の令和5年度補正予算案、6件の令和6年度当初予算案、1件の令和6年度補正予算案については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとししました。

最後に、陳情第2号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情は、無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながることから、年金制度の是正について、国の関係機関に対する意見書の提出を求めるものです。

本陳情については委員より、「実態の把握が十分にできていないことから、実態の調査をする必要がある。また、国会での答弁からも実態把握等を進め、必要な検討を行っていくとしているので、継続審査を求める」との意見があり、採決の結果、全会一致で継続審査すべきとし、閉会中もなお審査を要するものとししました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番泉谷尠馬さん。

【泉谷尠馬産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（泉谷尠馬） 産業建設常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告いたします。

今定例会において、当委員会に審査付託になったのは、初日審査分を除き、本日付託された案件を加え、条例関係13件、その他の案件6件、予算関係14件及び陳情3件の計36件です。

初めに、条例関係です。

議案第21号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案、議案第22号堆肥センター条例の一部を改正する条例案、議案第23号漁港管理条例の一部を改正する条例案、議案第24号青少年交流施設条例の一部を改正する条例案、議案第25号体育館条例の一部を改正する条例案、議案第26号野球場条例及び運動公園条例の一部を改正する条例案、議案第27号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案、議案第28号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案、議案第29号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案、議案第30号ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案、議

案第31号上水道事業給水条例の一部を改正する条例案、議案第32号水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第36号スターハウス条例を廃止する条例案の13件は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、その他の案件です。

議案第38号土地（鳥海地域普通財産）の処分については、鳥海ダム建設用地として市有地を国土交通省東北地方整備局に売却するに当たり議会の議決を得ようとするものです。

議案第39号から議案第41号までの財産の無償譲渡については、岩谷麓構造改善センターほか2施設について、町内会に譲渡しようとするものです。

次に議案第43号市道路線の廃止について並びに議案第44号市道路線の認定については、開発行為に伴う見直しのため、二十六木17号線及び三条5号線を廃止し、再度認定するものです。

以上、御報告しましたその他の案件6件は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に予算関係です。

初めに、一般会計から特別会計への繰入れについてです。

議案第45号令和5年度スキー場運営特別会計への繰入れについては、一般会計からの繰入限度額を4,000万円以内から5,000万円以内に変更しようとするものです。

また、議案第46号令和6年度スキー場運営特別会計への繰入れについては、一般会計から7,500万円以内の繰入れを行おうとするものです。

以上2件の一般会計から特別会計への繰入れについては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和5年度補正予算についてです。

議案第48号一般会計補正予算（第19号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12から18款、20款、21款、歳出では2款、4から8款、10款、11款及び繰越明許費6、8、10、11款です。各款において、事業費の確定や実績見込みによる増減額が主なものとなっています。

また、年度内の事業完了が困難であるなどの理由により、担い手確保・経営強化支援事業など、18事業の繰越明許費を設定しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）、議案第58号水道事業会計補正予算（第4号）、議案第59号下水道事業会計補正予算（第5号）、議案第60号ガス事業会計補正予算（第3号）につきましても、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号一般会計補正予算（第20号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入15款及び21款、歳出6款及び繰越明許費6款です。歳出6款農林水産業費において、事業採択、また採択見込みにより、あきたの園芸省エネ化支援事業費補助金及び夢ある園芸産地創造事業を追加。また、県営担い手育成基盤整備事業負担金及び県営農村地域防災減災事業負担金を増額し、歳入15款県支出金及び21款市債でその財源を

追加するものです。

また、県事業の繰越しなどに伴い、夢ある園芸産地創造事業など7事業の繰越明許費を設定しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、本日追加提案されました、議案第77号一般会計補正予算（第21号）で、当委員会に付託されたのは歳出7款商工費であります。これは、第三セクター株式会社大内町交流センターへの運営費補助金の追加であり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、新年度予算関係です。

初めに、議案第61号令和6年度一般会計予算について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12から18款、20款及び21款、歳出2款、4から8款、10款、11款及び債務負担行為であります。

歳入の主なものとして、13款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料、14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金や道路メンテナンス事業費補助金、15款県支出金では、農林水産業費補助金及び県道除雪委託金、電源立地地域対策交付金、17款寄附金では、ふるさとさくら基金費寄付金、18款繰入金では、森林環境整備基金繰入金です。

次に、歳出の主なものとして、2款総務費では、ふるさとさくら基金費におけるふるさと納税に関する経費やスポーツ・ヘルスコミッション推進事業費、4款衛生費では、浄化槽設置事業費や水道事業会計への繰り出しです。

5款労働費では、勤労者金融対策事業費やシルバー人材センター運営事業費補助金、6款農林水産業費では、農業費における各事業の負担金補助及び交付金、森林経営管理事業費です。

7款商工費では、中小企業融資あっせん利子補給金のほか、観光施設の管理運営費、8款土木費では、下水道事業会計への繰り出しのほか、鳥海ダム建設事業に伴う市道付替工事負担金、冬季交通等確保事業費などです。

10款教育費では、体育施設・文化施設に係る管理運営費、11款災害復旧費では、公共土木施設・林道災害復旧に要する費用です。

また、令和6年度中小企業融資幹旋資金事業など、5事業で債務負担行為を設定しようとするものです。

次に、議案第68号令和6年度スキー場運営特別会計予算ですが、歳入ではリフト収入と一般会計繰入金、歳出では管理運営費及び公債費です。

次に、議案第72号令和6年度水道事業会計予算において、収益的収入では、水道料金、一般会計繰出金などであり、同じく支出では、施設の維持管理費、料金収納に要する経費、減価償却費などです。

一方、資本的収入では、企業債、一般会計繰出金などであり、同じく支出では、企業債償還金のほか、鳥海ダム建設負担金などの拡張改良費が主なものです。

また、水道事業経営戦略改定業務委託について債務負担行為を設定するほか、企業債の起債に関する事項などをそれぞれ設定するものです。

次に、議案第73号令和6年度下水道事業会計予算ですが、収益的収入では、下水道使

用料、一般会計繰出金などであり、同じく支出では、施設の維持管理費や料金収納に要する経費などです。

一方、資本的収入では、企業債、一般会計繰出金、社会資本整備総合交付金などであり、同じく支出では、企業債償還金のほか、水林浄化センターA系更新事業などの拡張改良費が主なものです。また、企業債の起債に関する事項などをそれぞれ設定するものです。

次に、議案第74号令和6年度ガス事業会計予算ですが、収益的収入では、ガス売上げなどであり、同じく支出では、維持管理費、ガス原料費などが主なものです。

一方、資本的収入では企業債などであり、同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費などの建設改良費です。また、企業債の起債に関する事項などをそれぞれ設定するものです。

以上、御報告申し上げました5件の新年度予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情について御報告します。

それぞれ当局に情報を求めるなど慎重に審査を行いました。

陳情第1号あきたこまちRの採用を延期することを秋田県に求める意見書提出についての陳情についてですが、これは、あきたこまちRへの全面切替えに不安を感じていることから、採用の延期を秋田県に求める内容です。

また、陳情第5号あきたこまちRへの全面切替え計画を見直すことを秋田県に求める意見書提出についての陳情は、あきたこまちRへの全面切替え方式を見直し、これまでのあきたこまちの生産も継続できるようにすることを秋田県に求める内容です。

以上2件の陳情につきましては、審査の際、「本陳情の内容は、あきたこまちRへの作付も含めた全面的な切替えを前提としている。それに対し県の全面切替え方針は、県の種子生産をあきたこまちから、あきたこまちRに切り替えるもので、今までのあきたこまちも自家採種や他県産種子での作付が可能であり、陳情内容の前提が崩れているため不採択とすべき」との意見が、また、「重イオンビームを照射しての品種改良はこれまでも用いられてきた品種改良の方法であり、特別、身体に影響を及ぼすものではない。農家、消費者への説明が不足しているとは考えるが、本陳情については不採択とすべき」との意見があり、陳情第1号及び第5号については、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情についてであります。最低賃金法を全国一律制度に改正することや、中小企業が経営を継続できるよう支援策を拡充・強化することなどについて、国に求める内容であります。

審査においては、「陳情内容の最低賃金法を全国一律制度に改正すること及び最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に充実・強化し、国民の暮らしを守ることについては理解できるが、最低賃金時間額1,500円以上を目指すことについては、今、地方の各企業も賃上げという方向で非常に努力している中で、その努力や思いに水を差すようなことになるのではないか。陳情の趣旨には賛同するため趣旨採択とすべき」という意見があり、全会一致で趣旨採択とすべきものと決

定いたしました。

なお、議案第25号体育館条例の一部を改正する条例案により用途廃止となる岩城地域の亀田体育館について、委員会で現地調査を行い状況を確認しましたが、審査のまとめの際、委員より「廃止となる亀田体育館の利用者は近くの高城体育館を利用することとなり、2つの体育館の利用者には十分な説明をお願いしたい」との発言がありました。

また、本日追加提案のありました議案第77号一般会計補正予算（第21号）のまとめの際、「市民感情として、際限なく公費を投入することは理解を得られない。第三セクターの設立の経緯を鑑み、市としては、ほかの第三セクターを含め、同様の事態とならないよう経営実態を把握し、早期の対策と指導を行っていただきたい」との発言がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（長沼久利） 日程第4、議案第7号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第9、議案第12号個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案までの6件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第7号から議案第12号までの6

件は、原案のとおり可決されました。

- 議長（長沼久利） 日程第10、議案第13号後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第16、議案第20号学童保育施設条例の一部を改正する条例案までの7件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第13号及び議案第15号から議案第20号までの7件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第17、議案第21号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案から、日程第28、議案第32号水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案までの12件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第21号から議案第32号までの12件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第29、議案第33号監査委員条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第30、議案第34号学習センター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第31、議案第35号市の設置に伴い失効することとなる本荘市名誉市民条例、岩城町顕彰条例及び由利町功労者に関する条例の経過措置を定める条例を廃止する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第32、議案第36号スターハウス条例を廃止する条例案を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第33、議案第37号立志館条例を廃止する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第34、議案第38号土地（鳥海地域普通財産）の処分についてから、日程第37、議案第41号財産の無償譲渡についてまでの4件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第38号から議案第41号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第38、議案第42号総合計画新創造ビジョン基本構想及び後期基本計画の変更についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第39、議案第43号市道路線の廃止について及び日程第40、議案第44号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第43号及び議案第44号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第41、議案第45号令和5年度スキー場運営特別会計への繰入れについて及び日程第42、議案第46号令和6年度スキー場運営特別会計への繰入れについての2件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第45号及び議案第46号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第43、議案第48号一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第44、議案第49号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第46、議案第51号診療所運営特別会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第49号から議案第51号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第47、議案第52号情報センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第48、議案第53号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第49、議案第54号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第53号及び議案第54号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第50、議案第55号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第55号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（長沼久利） 日程第51、議案第56号小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第52、議案第57号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第56号及び議案第57号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第53、議案第58号水道事業会計補正予算（第4号）から、日程第55、議案第60号ガス事業会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第58号から議案第60号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第56、議案第61号令和6年度一般会計予算を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第57、議案第62号令和6年度国民健康保険特別会計予算から、日程第59、議案第64号令和6年度診療所運営特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第62号から議案第64号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第60、議案第65号令和6年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第61、議案第66号令和6年度奨学資金特別会計予算及び日程第62、議案第67号令和6年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第66号及び議案第67号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第63、議案第68号令和6年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第64、議案第69号令和6年度小友財産区特別会計予算から日程第66、議案第71号令和6年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第69号から議案第71号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第67、議案第72号令和6年度水道事業会計予算から日程第69、議案第74号令和6年度ガス事業会計予算までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第72号から議案第74号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第70、議案第75号職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第71、議案第76号一般会計補正予算（第20号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第72、議案第77号一般会計補正予算（第21号）を議題といたします。

総務及び産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第73、議案第78号令和6年度一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務及び教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第78号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第74、陳情第1号あきたこまちRの採用を延期することを秋田県に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、順次これを許します。初めに、4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） 陳情第1号あきたこまちRの採用を延期することを秋田県に求める意見書提出についての陳情であります。採択すべきとの立場から討論します。

あきたこまちRへの県の性急な対応に危惧しての陳情第1号は消費者からの陳情で、第5号は同じく生産者からの陳情であります。文面にもあるとおり、県はもっと農家に時間をかけて説明し、その上で意見を広く求めるべきであったと思われま

す。長年にわたって消費者にも浸透し、愛されてきました、あきたこまちであります。急な切替えは、生産者のみならず消費者が不安視するのも当然でしょう。秋田県内のカドミウムの基準を満たせない米の割合は2から3%と言われてい

ます。よって、陳情の要旨にあるとおり、あきたこまちRの採用を延期することを秋田県に求める意見書提出の陳情は採択すべきであります。以上であります。

○議長（長沼久利） 次に、7番佐藤義之さん。

【7番（佐藤義之議員）登壇】

○7番（佐藤義之） それでは、陳情第1号あきたこまちRの採用を延期することを秋田県に求める意見書提出についての陳情に対し、反対の立場で討論いたします。

あきたこまちRは、カドミウム吸収性が極めて低いコシヒカリ環1号をあきたこまちに交配し、その後、選抜を繰り返しながらあきたこまちを7回戻し交配してできた品種で、カドミウム低吸収性を持つ以外は、収量、品質、食味等においてあきたこまちと同等と言われており、食味に関しては、あきたこまち以上の食味の数値が確認されていると言われております。

また、切替えの目的としては、安全な米供給のためカドミウムやヒ素の同時低減化や輸出拡大のため国際基準を見据えた米生産の拡充、農家の負担軽減のため、カドミウム吸収抑制のための出穂期の前後各3週間の湛水管理の縮減が示されております。

本陳情は、令和7年からのあきたこまちRの全面切替えの不安や強い放射線を照射しての育種の不安、生育の不安などがあり、あきたこまちRの採用を延期することを求め県に対し意見書の提出を陳情されているものでございます。

令和7年度から一般栽培が開始予定とされておりますが、あきたこまちRへの全面切替えの強制はしておらず、あきたこまちな県の種子の販売は廃止となりますが、自家採取による作付、他県からの種子の直接購入による作付は可能としており、また今後、秋田県の農家の人々へはJAの担当職員の方々が情報提供を通しての意見交換などを行う計画があると伺っております。

安全性については、放射線育種された品種のお米は、生育中の水稻や収穫後のお米に直接放射線を照射しているものでなく、育種の最初の段階で一度だけ放射線を照射して突然変異を起こさせるもので、農業上有用な性質を持った個体を何世代も選抜しているので、新しい品種として登録されるまでには、何年も経過しているため、お米に放射線が残っていることはなく、自ら放射線を出すものでもありません。

放射線育種は、自然放射線による影響と同じ種類の効果を放射線の照射によって短期間で得る手法で、お米だけでなく野菜や果樹など様々な品種の育種でも使われています。

コシヒカリ環1号も、この技術で育種された品種であり、従来の手法で開発されたお米と同様に安全なものであることから、あきたこまちRの採用を延期する意見書提出につきましては、不採択の立場であります。

議員各位の御賛同をよろしく願いさせていただきながら、私からの反対討論といたします。

○議長（長沼久利） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（長沼久利） 起立少数であります。よって陳情第1号は、不採択とすることに決

定いたしました。

- 議長（長沼久利） 日程第75、陳情第3号最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、順次これを許します。初めに、4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

- 4番（佐々木隆一） 趣旨採択に反対し、採択すべきとの立場から討論いたします。

陳情第3号最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情であります。常任委員会では趣旨採択でありました。趣旨採択は本市議会では採択するものの、関係機関に意見書などの提出はないということでもあります。世論を喚起させるには不十分なことであります。

大企業労組の春闘要求に満額回答が相次ぎました。大幅な賃上げを求める労働者の声を受けた動きですが、多くの大手労組で要求自体が急激な物価上昇に見合っていないとの見方もあります。多くの中小労働組合でこれから春闘が本格化します。暮らしと経済を立て直す上で労働者の7割が働く中小企業では賃上げが決定的です。

岸田首相は政労使会議で、最低賃金を2023年度中に時給1,000円に引上げることを述べました。低すぎる金額、遅すぎる表明であります。物価高騰に追いつくものではありません。最賃1,000円は、安倍政権が目標に掲げ、一向に進まなかった課題ですが、昨年やっと世論に押された形で10月より全国平均時給が1,004円になったところであります。

生活に必要な金額は、地域によって大きな違いはありません。全労連加盟労組による最低生計費調査では、全国どこでも時給1,600円以上が必要であります。地域別最賃にする理由はどこにもありません。全国一律制の実現と1,500円以上への引上げは、喫緊の課題であります。

日本共産党は、コロナ禍でもアベノミクスで増えた大企業の内部留保に、時限的に5年間課税し、10兆円の財源をつくって中小企業の賃上げを支援し、抜本的に強めることを提案しています。大企業が賃上げに回した分を課税から控除することで、大企業の賃上げも促進します。大企業の内部留保は安倍政権以来の大企業優遇策によって550兆円を超えているのであります。年間の国家予算の5倍であります。同時期の実質賃金は労働者1人当たりの年収で20万円以上減りました。このゆがみを正すことが欠かせません。

岸田政権は内部留保課税の提案に背を向けるのではなく、真剣に検討すべきであります。以上であります。

- 議長（長沼久利） 次に、7番佐藤義之さん。

【7番（佐藤義之議員）登壇】

- 7番（佐藤義之） 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を国に求める意見書提出に

ついでに陳情に対し、趣旨採択とすることに賛成の立場で討論いたします。

本陳情の趣旨は、労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型経済の確立によって誰もが安心して暮らせる社会の情勢、そのために最低賃金を全国一律制度に改正することや、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、経営を継続できるよう十分な使いやすい支援策を拡充・強化することなどについて、国に求める内容であります。

陳情内容の最低賃金法を全国一律制度に改正すること及び最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように中小企業への支援策を抜本的に充実・強化し、国民の暮らしを守ることは理解を示しますが、最低賃金時間額1,500円以上を目指すことについては、政府も2030年半ばを目標に最低賃金1,500円以上を目指すことを表明されています。

地方の各企業も賃上げという方向で非常に努力しているところでもあり、陳情の意見書提出につきましては、趣旨採択に賛成の立場であります。議員各位の御賛同をよろしくお願ひし、私からの趣旨採択に賛成の討論といたします。

○議長（長沼久利） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は趣旨採択とすべきものとしております。趣旨採択とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。繰り返します。本陳情を趣旨採択とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（長沼久利） 起立多数であります。よって陳情第3号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第76、陳情第4号公契約基本条例に労働報酬下限額を定めるなど充実発展を由利本荘市に求める陳情を議題とします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって陳情第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第77、陳情第5号あきたこまちRへの全面切替え計画を見直すことを秋田県に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、順次これを許します。初めに、4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） 陳情第5号あきたこまちRへの全面切替え計画を見直すことを秋田県に求める意見書提出についての陳情の件は、採択すべきとの立場から討論いたします。

秋田県は従来から長らく作付をしてきた、あきたこまちの種子の生産をやめて、来年から県が生産する種子をあきたこまちRに切り替えると発表しました。あまりに唐突だという意見が多くあります。

県によりますと、カドミウム汚染対策米との説明をしており、あきたこまちRはカドミウムをほとんど吸収しない性質があり、これは長らくかけて栽培研究されてきました。あきたこまちRは究極のカドミウム米対策として導入されようとしています。あきたこまちRへの切替えは、生産者、消費者に大きな変化を引き起こすことになるのではないのでしょうか。消費者対策は万全か、従来のあきたこまちか、あきたこまちRか判別がつかなくなるでしょう。

J A秋田しんせいでも25%の作付を行っており、農家やJ A関係者にも丁寧な説明はなく、あきたこまちRへの全量転換を決めてしまったことは大きな禍根を残すことになるでしょう。あきたこまちRへの切替えの計画については、全面切替え方式を見直し、これまでのあきたこまちの生産も継続できるようにすることは、生産者、消費者の多くが望むところであります。以上であります。

○議長（長沼久利） 次に、7番佐藤義之さん。

【7番（佐藤義之議員）登壇】

○7番（佐藤義之） それでは、陳情第5号あきたこまちRへの全面切替え計画を見直すことを秋田県に求める意見書提出についての陳情に対し、反対の立場で討論いたします。

本陳情内容としては、あきたこまちRの全面切替え方式を見直し、あきたこまちの生産も継続できるよう求めておりますが、県としては、あきたこまちの生産排除の強制は取っておらず、生産者は自家採取するか、他県から直接種子を購入しての作付の継続は可能であります。

ただ、県としての方針はあくまで、あきたこまちRを主力米として令和7年からの作付を計画していることから、従来のあきたこまちの種子の販売は行わず、カントリーエレベーターへの搬入もあきたこまちは搬入不可で、あきたこまちRの受入れのみと計画されていることから、自然に主体は切り替わっていくものと予想されます。

また、放射線照射の遺伝子を破壊し開発された品種とありますが、コシヒカリ環1号は、コシヒカリの種子に1度だけ放射線を照射して突然変異を誘発し、カドミウムをほとんど吸わない株を6世代以上栽培し選抜を繰り返して育成された品種であり、放射線育種は、50年以上前から多くの農産物の品種改良に使われてきた一般的な品種改良の方法

で、自然界でも起きる突然変異を効果的に利用できる手法であり、人体に有害な放射線を発することはなく、安全なものと呼ばれていることでもあり、遺伝子操作した米ではないので有機栽培としても認められるため、有機農産物として輸出も可能と言われております。

以上のことから、あきたこまちRへの全面切替えは、安全面を含めて有益なことから、計画を見直すことを求める意見書提出につきましては、不採択の立場であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いさせていただきながら、私からの反対討論といたします。

○議長（長沼久利） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（長沼久利） 起立少数であります。よって陳情第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第78、継続審査についてを議題といたします。

陳情第2号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により、継続審査の申出がありました。

継続審査の申出に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長の申出のとおり、これを継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって陳情第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第79、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、議員発案第1号を上程し、提案者の説明を求めます。17番高橋信雄さん。

【17番（高橋信雄議員）登壇】

○17番（高橋信雄） 本日追加提出いたしました議員発案第1号由利本荘市議会議員の請負等の状況の公表に関する条例の制定について、私から説明をさせていただきます。

これは地方自治法第92条の2の一部改正による議員の請負等に関する規制の緩和を踏

まえ、議員と由利本荘市との請負等の状況の透明性を確保し、もって公正な議会運営及び適切な事務の執行を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

議員各位の御賛同をお願いしながら、提案説明といたします。

○議長（長沼久利） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この際、申し上げます。議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思えますので、御了承願います。

○議長（長沼久利） 日程第80、議員発案第1号市議会議員の請負等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字その他の文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（長沼久利） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る2月16日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力をいただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

また、3月31日をもって退職等をされます職員の皆様におかれましては、これまで議会審議に御協力いただきましたことに厚く御礼申し上げますとともに、長年にわたり市

勢の発展、市民の福祉向上に御尽力をいただきました御労苦に対し、心より敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。今後とも、本市発展のために御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、議員一同、皆様方に拍手をもって感謝を表したいと思います。（拍手）
ありがとうございました。

これもちまして、令和6年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後 2時03分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利

議 員 泉 谷 尗 馬

議 員 甫 仮 貴 子